

愛荘町空家等対策計画（案）のパブリックコメント結果について

貴重なご意見・ご提案をいただき、誠にありがとうございました。

お寄せいただいたご意見・ご提案の内容と、それに対する本町の考え方を取りまとめましたので、お知らせいたします。

1 意見募集期間 平成29年2月17日～平成29年3月10日

2 意見提出者 1名

番号	意見・提案	本町の考え方
①	将来的にも住む可能性がほぼ0にもかかわらず空家の形で残している理由の一つに固定資産税がある。すなわち更地にすると税金が高くなるからで、空家の状態（その土地に住民票を持つ人がいない）が3年経過したら翌年から税金を更地なみまで高くするのはどうか？	<p>空家等の対応については特定空家等とそれ以外の空家等に分かれます。なお、特定空家等は国の示すガイドラインに従い、愛荘町空家等対策協議会での審議を経て決定します。</p> <p>固定資産税の措置については、町が空家等対策特別措置法に基いて特定空家等と認定し、必要な措置を勧告した空家等に対して、固定資産税の特例措置を解除できるようになりました。当町においても、平成29年度以降、特定空家等と認定した空家等については、助言・指導を行っても必要な措置を講じない所有者に対して、必要な措置の勧告を行い、固定資産税の特例措置の解除を行います。</p> <p>一方で特定空家等に認定されていない空家等については、発生予防、適正管理等様々な観点で政策を推進します。支援内容については、愛荘町空家等対策計画の内容に従い今後検討を進めて参ります。</p>